

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		特産品協会事業費補助金		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0340	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市特産品協会		代表者名	会長 大澤 渡	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市特産品協会事業費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和61年	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		郷土特産品のPR等の為には、生産者等の団体である当該団体を支援することが有効なため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		市内外で販売会を実施することにより、郷土特産品がPRされ、生産者の販路の拡大に貢献し、特産品のみならず市の知名度向上につながる。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
		120,000 円	120,000 円	120,000 円	150,000 円	
		(120,000 円)	(120,000 円)	(120,000 円)	(150,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		市内外での販売会の実施、郷土特産品の親子体験事業等の開催				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,429,367 円		
		うち補助事業全体の経費		1,006,292 円		
		うち補助対象経費		1,006,292 円		
		補助対象経費の内訳		事業費		1,006,292 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		市長の定める額		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業費が交付額を上回るため	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		郷土特産品の販売、PRを通じて、市の知名度向上につながった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		454,619 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和元年度の実績に基づき作成しています。